(平12規則131・平12規則140・一部改正)

項目	整備基準	適用施設
1 建築物		
(1) 出入口	多数の者が利用する直接地上へ通ず	建築物
	る出入口又は駐車施設へ通ずる出入口	
	のうち1以上の出入口は、次に定める	
	構造とすること。	
	イ 幅は、内法のりを80㎝以上と	
	すること。	
	ロ 戸を設ける場合においては、当	
	該戸は、自動的に開閉する構造又	
	は車いす使用者が円滑に開閉して	
	通過できる構造とすること。	
	ハ 車いす使用者が通過する際に支	
	障となる段を設けないこと。	
(2) 敷地内の通路	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい	建築物
	材料で仕上げること。	
	2 段を設ける場合においては、当該段	
	は、(4)の項に定める構造に準じた	
	ものとすること。	
	3 表面には、排水溝を設けないこと。	
	ただし、排水溝を設けない構造とす	
	ることが著しく困難であり、かつ、	
	車いす使用者、つえを使用する者等	
	の通行に支障のないふたを設けた場	
	合は、この限りでない。	
	4 直接地上へ通ずる(1)の項に定める	
	構造の出入口から当該施設の敷地に	
	接する道若しくは空地(建築基準法	
	(昭和25年法律第201号)第43	
	条第1項ただし書に規定する空地に	
	限る。以下この表においてこれらを	
	「道等」という。)又は車いす使用者	
	が円滑に利用できる駐車施設(以下こ	
	の表において「車いす使用者用駐車	
	施設」という。)に至る一以上の敷地	
	内の通路は、次に定める構造とする	
	こと。ただし、地形の特殊性により	
	当該構造とすることが著しく困難で	
	あり、かつ、直接地上へ通ずる(1)	
	の項に定める構造の出入口から道等	
	に至る車路を設ける場合における当	
	該出入口から道等に至る敷地内の通	
		1

路については、この限りでない。 イ 幅員は、120cm以上とするこ と。 ロ 高低差がある場合においては、 5に定める構造の傾斜路又は車い す使用者用特殊構造昇降機(建築 基準法施行令(昭和25年政令第 338号)第百129条の#第2 項第1号又は第2号の国土交通大 臣が定めた構造方法を用いる昇降 機で専ら車いす使用者の利用に供 するものをいう。以下この表にお いて同じ。)を設けること。 5 敷地内の通路に設けられる傾斜路及 びその踊場は、次に定める構造とす ること。 イ 幅は、内法のりを120cm(段を 併設する場合にあっては、90 cm)以上とすること。 ロ 勾こう配は、1/12(高低差が 16㎝以下の場合は、1/8)以 下とすること。 ハ 高低差が七十五センチメートル を超える場合においては、高低差 七十五センチメートル以内ごとに 踏幅百五十センチメートル以上の 踊場を設けること。 ニ手すりを設けること。 ホ 表面は、粗面とし、又は滑りに くい材料で仕上げること。 へ 傾斜路は、その踊場及び当該傾 斜路に接する通路の表面の色と明 度の差の大きい色とすること等に よりこれらと識別しやすいものと すること。 (3) 廊下等及び各室の出入口 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい 建築物 材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段 は、(4)の項に定める構造に準じた ものとすること。 3 (1)の項に定める構造の出入口から 多数の者が利用する各室の5に定め る構造の出入口に至る経路のうち、

> それぞれ1以上の廊下等(廊下その他 これに類するものをいう。以下この

表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(九)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。

- イ 幅は、内法のりを120cm以上 とすること。
- ロ 廊下等の末端の付近の構造は、 車いすの転回に支障のないものと し、かつ、区間50m以内ごとに 車いすが転回することができる構 造の部分を設けること。
- ハ 高低差がある場合においては、 (2)の項5に定める構造の傾斜路 及びその踊場又は車いす使用者用 特殊構造昇降機を設けること。
- = (1)の項に定める構造の出入口 並びに(9)の項に定める構造のエ レベーター及び車いす使用者用特 殊構造昇降機の昇降路の出入口に 接する部分は、水平とすること。
- 4 廊下等に設けられる傾斜路及びその 踊場は、(2)の項5に定める構造とす ること。
- 5 多数の者が利用する各室の出入口の うち、それぞれ1以上の出入口は、 (1)の項に定める構造とすること。

(4) 階段

多数の者が利用し、かつ、直接地上 へ通ずる出入口がない階に通ずる階段 (その踊場を含む。以下この表において 同じ。)は、次に定める構造とするこ と。

イ 手すりを設けること。

- ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。
- ハ 表面は、粗面とし、又は滑りに くい材料で仕上げること。
- 二 踏面の色をけあげの色と明度の 差の大きいものとすること、踏面 の先端部をその他の踏面部分及び けあげの色と明度の差の大きいも

建築物

		I
	のとすること等により段を識別しや	
	すいものとし、かつ、つまづきに	
	くいものとすること。	
(5) 便所	1 多数の者が利用する便所を設ける階	建築物(第2種保健福祉施設のうち保育
	((6)の項に定める構造の便所がある	所、教育施設及び共同住宅を除く。)
	階を除く。2において同じ。)におい	
	ては、腰掛便座、手すり等が適切に	
	配置されている便房がある便所を1	
	以上(男子用及び女子用の区分がある	
	ときは、それぞれ1以上)設けるこ	
	٤.	
	2 多数の者が利用する男子用小便器の	
	ある便所を設ける階においては、手	
	すりが配置されている床置式の小便	
	器がある便所を1以上設けること。	
(6) 車いす使用者用便房	多数の者が利用する便所を設ける場	建築物(第2種保健福祉施設のうち保育
	合においては、次に定める基準に適合	所、教育施設のうち幼稚園及び共同住
	する便所を1以上(男子用及び女子用の	 宅を除く。)
	区分があるときは、それぞれ1以上)設	
	けること。	
	イ 車いす使用者が円滑に利用でき	
	るよう十分な床面積が確保され、	
	かつ、腰掛便座、手すり等が適切	
	に配置されている車いす使用者用	
	便房が設けられていること。	
	ロー車いす使用者用便房の出入口及	
	び当該便房のある便所の出入口の	
	幅は、内法のりを80cm以上とす	
	ること。	
	ハ 車いす使用者用便房の出入口又	
	は当該便房のある便所の出入口に	
	戸を設ける場合においては、当該	
	戸は、車いす使用者が円滑に開閉	
	して通過できる構造とすること。	
	ニ 床の表面は、濡れても滑りにく	
	い仕上げとすること。	
	ホ 車いす使用者が円滑に利用でき	
	るよう高さ及びけこみに配慮した	
	洗面器が設けられていること。	
	へ 水栓器具は、光感知式、レバー	
	式その他の操作が容易な方式のも	
	のが設けられていること。	
	ト 車いす使用者が円滑に利用でき	
	るよう位置及び角度に配慮した鏡	
	が設けられていること	l

	 チ 車いす使用者用である旨を見や	
(=)	すい方法で表示すること。	7+ ble 11 (-+ 7b
(7) 駐車施設	多数の者が利用する駐車施設を設け	建築物(事務所、工場等、共同住宅及び
	る場合においては、次に定める基準に	寄宿舎を除く。)
	適合する車いす使用者用駐車施設を1	
	以上(全駐車台数が百を超える場合にあ	
	っては、1にその超える駐車台数10	
	0までごとに1を加えた数以上)設ける	
	こと。ただし、機械式駐車場のみを設	
	ける場合は、この限りでない。	
	イ 車いす使用者用駐車施設へ通ず	
	る(1)の項に定める構造の出入口	
	から当該車いす使用者用駐車施設	
	に至る経路の距離ができるだけ短	
	くなる位置に設けること。	
	ロ 幅は、350cm以上とするこ	
	کی	
	ハ 車いす使用者用である旨を見や	
	すい方法により表示すること。	
	ニ 床面は、水平とすること。	
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1 多数の者が利用する直接地上へ通ず	 1にあっては建築物(事務所、工場等、
(o) Maria Conto	る出入口から道等に至る敷地内の一	共同住宅及び寄宿舎を除く。)、2から4
	以上の通路は、次に定める構造とす	までにあっては建築物(第一種保健福祉
	ること。	施設、第二種保健福祉施設(婦人保護施
	イ 視覚障害者を誘導するための床	設、高齢者共同作業場、心身障害者地
	材(周囲の床材の色と明度の差の	域福祉作業所及び精神障害者共同作業
	大きい色の床材その他の周囲の床	所を除く。)、教育施設、事務所、工場
	材と識別しやすい床材に限る。以	等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)
	下この表において「誘導用床材」	
	という。)を敷設し、又は音声に	
	より視覚障害者を誘導する装置そ	
	の他これに代わる装置を設けるこ	
	と。ただし、出入口において常時	
	勤務する者により視覚障害者を誘	
	導することができる場合その他視	
	覚障害者の誘導上支障のない場合	
	は、この限りでない。	
	ロ 傾斜路の上端及び下端に接する	
	敷地内の通路及び踊場の部分に	
	は、視覚障害者の注意を喚起する	
	ための床材(周囲の床材の色と明	
	度の差の大きい色の床材その他の	
	周囲の床材と識別しやすい床材に	
	周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「注意	

ること。 ハ 車路に接する部分及び車路を横 断する部分には、注意喚起用床材 を敷設すること。 ニ 段の上端及び下端に接する敷地 内の通路及び踊場の部分には、注 意喚起用床材を敷設すること。 2 直接地上へ通ずる出入口から施設内 の人又は標識により視覚障害者に施 設の利用に関する情報提供を行うこ とができる場所までの一以上の廊下 等及び階段は、1に定める構造に準 じたものとすること。 3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設 ける傾斜路は、1の口に定める構造 に準じたものとすること。 4 2に掲げる階段以外の階段は、1の2 に定める構造に準じたものするこ (9) エレベーター 1 多数の者が利用し、かつ、直接地上 建築物(教育施設を除く。)。ただし、第 へ通ずる出入口がない階を有する施 1種医療施設、第1種保健福祉施設、 設においては、かごが当該階(専ら駐 第1種官公庁施設、文化教養施設、公 益施設以外の建築物にあっては、用途 車施設の用に供される階にあって 面積が2,000㎡以上のものとす は、当該駐車施設に車いす使用者用 駐車施設が設けられている階に限 る。)に停止するエレベーターを設け ること。ただし、当該階において提 供されるサービス又は販売される物 品を高齢者、障害者等が享受し、又 は購入することができる措置を講ず る場合は、この限りでない。 2 1に定めるエレベーターは、次に定 める構造とすること。 イ かごの床面積は、1.83 m²以 上とすること。 ロ かごの奥行きは、内法のりを1 35cm以上とすること。 ハ かごの平面形状は、車いすの転 回に支障がないものとすること。 ニ かご内には、戸の開閉状況を確 認することができる鏡を設けるこ と。

ホ かご内には、手すりを設けるこ

へ かご内には、かごが停止する予

1	1	,
	定の階を表示する装置及びかごの現	
	在位置を表示する装置を設けるこ	
	と。	
	トかご内には、かごが到着する階	
	並びにかご及び昇降路の出入口の	
	戸の閉鎖を音声により知らせる装	
	置を設けること。	
	チーかご及び昇降路の出入口の幅	
	は、それぞれ内法のりを80cm以	
	上とすること。	
	リ かご内及び乗降ロビーには、車	
	いす使用者が利用しやすい位置に	
	制御装置を設けること。	
	ヌ かご内及び乗降ロビーには、視	
	覚障害者が円滑に操作することが	
	できるように点字による表示を併	
	用した制御装置(リに掲げる制御	
	装置を除く。)を設けること。	
	ル 乗降ロビーの幅及び奥行きは、	
	それぞれ内法のりを150cm以上	
	とすること。	
	ヲ 乗降ロビーには、到着するかご	
	の昇降方向を音声により知らせる	
	装置を設けること。ただし、かご	
	内に、かご及び昇降路の出入口の	
	戸が開いた時にかごの昇降方向を	
	音声により知らせる装置が設けら	
	れている場合は、この限りでな	
	l V	
(10) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台を設ける	
	場合においては、車いす使用者が円滑	
	に利用できるように高さ及びけこみに	
	配慮した受付カウンター及び記載台を	
	1以上設けること。	
(11) 公衆電話所	1 公衆電話所を設ける場合において	
(/ / N - - - - - - - - - -	は、車いす使用者が円滑に利用でき	- A- M
	るように高さ、けこみ等に配慮した	
	公衆電話所を1以上設けること。	
	2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける	
	場合においては、当該出入口は、	
	(1)の項に定める構造とすること。	
(12) 券売機	(1)の頃に足める構造とすること。 券売機を設ける場合においては、次	建築物
N = 47 分型版	新元機を設ける場合においては、次 に定める構造の券売機を1以上設ける	左末10J
	に ため	
	<u> </u>	
	•	. '

	イ 車いす使用者が円滑に利用でき	
	るように高さ等に配慮した金銭投	
	入口及び操作ボタンが設けられて	
	いること。	
	ロ 視覚障害者が円滑に利用できる	
	ように点字による表示を併用した	
	金銭投入口及び操作ボタンが設け	
	られていること。	
(13) 改札口及びレジ通路	改札口(公共交通機関の施設その他の	建築物
	施設の運賃、入場料金等を徴収するた	
	めの出入口をいう。以下この表におい	
	て同じ。)及びレジ通路(商品等の代金を	
	支払う場所における通路をいう。以下	
	この表において同じ。)を設ける場合に	
	おいては、1以上の改札口及びレジ通	
	路は、次に定める構造とすること。	
	イ 幅は、内法のりを80㎝以上と	
	すること。	
	ロ 戸を設ける場合においては、当	
	該戸は、車いす使用者が円滑に開	
	閉して通過できる構造とするこ	
	٤.	
	ハ 車いす使用者が通過する際に支	
	障となる段を設けないこと。	
	ニ 床面は、水平とすること。	
(14) 館内案内板	館内案内板を設ける場合において	 建築物
(II) AHIJAKIJIM	は、次に定める基準に適合する館内案	ALA IV
	内板を1以上設けること。	
	イ 文字や記号は、大きく、太く、	
	かつ、地板の色と明度の差の大き	
	い色とすること等により、分かり	
	やすいものとすること。	
	ロ 点字による表示を併用するこ	
	と。	
	ハ 車いす使用者用便房がある場合	
	は、その位置を表示すること。	
(15) 観客席	1 固定式の客席を設ける場合において	建築物
	は、次に定める基準に適合する車い	
	す使用者が円滑に利用できる客席区	
	画(以下この表において「車いす使用	
	者用区画」という。)を1以上(客席	
	数が百席を超え400席以下の場合	
	にあっては2以上、400を超える	
	場合にあっては2にその超える客席	

	数200までごとに1を加えた数(当該	
	数が10を超える場合は、10とす	
	る。)以上)設けること。	
	イ 客席区画の幅及び奥行きは、そ	
	れぞれ内法のりを85㎝以上及び	
	120㎝以上とすること。	
	ロ 床面は、水平とし、かつ、滑り	
	にくい仕上げとすること。	
	ハ 客席区画の前面及び側面には、	
	必要に応じて落下防止の措置を講	
	ずること。	
	2 出入口から車いす使用者用区画に通	
	ずる客席内の通路の幅は、内法のり	
	を120cm以上とすること。	
	3 2に掲げる通路に高低差がある場合	
	においては、(2)の項5に定める構造	
	の傾斜路及びその踊場又は車いす使	
	用者用特殊構造昇降機を設けるこ	
	と。	
(16) 洗面所	多数の者が利用する洗面所を設ける	建築物
	場合においては、次に定める構造の洗	
	面所を1以上設けること。	
	イ 床の表面は、粗面とし、又は滑	
	りにくい材料で仕上げること。	
	ロ 車いす使用者が円滑に利用でき	
	るよう高さ及びけこみに配慮した	
	洗面器が設けられていること。	
	ハ 水栓器具は、光感知式、レバー	
	式その他の操作が容易な方式のも	
	のが設けられていること。	
	ニ 車いす使用者が円滑に利用でき	
	るよう位置及び角度に配慮した鏡	
	が設けられていること。	
(17) 浴室	多数の者が利用する浴室を設ける場	建築物
	合においては、次に定める構造の浴室	
	を1以上(男子用及び女子用の区別があ	
	るときは、それぞれ1以上)設けるこ	
	と。ただし、客室内に設けられるもの	
	については、この限りでない。	
	イ 洗い場及び脱衣室の出入口の幅	
	は、内法のりを80㎝以上とする	
	I .	
	こと。	
	こと。 ロ 洗い場及び脱衣室の出入口は、	

	T	I
	ハ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸	
	を設ける場合においては、当該戸	
	は、自動的に開閉する構造又は車	
	いす使用者が円滑に開閉して通過	
	できる構造とすること。	
	ニ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、	
	手すりを適切な位置に配置するこ	
	٤.	
	ホ 床の表面は、濡れても滑りにく	
	い仕上げとすること。	
	へ 洗い場及び脱衣室の水栓器具	
	は、レバー式その他操作が容易な	
	方式のものを適当な位置に一以上	
	設けること。	
(18) 更衣室等	多数の者が利用する更衣室等(更衣室	建築物
	又はシャワー室をいう。以下この表に	
	おいて同じ。)を設ける場合において	
	は、次に定める構造の更衣室等を1以	
	上設けること。ただし、客室内に設け	
	られるものについては、この限りでな	
	V _o	
	* ° ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	
	以上とすること。	
	ロ 床には、車いす使用者が利用す	
	る際に支障となる段を設けないこ	
	٤.	
	ハ 出入口の戸は、車いす使用者が	
	円滑に開閉して通過できる構造と	
	すること。	
	ニ 床の表面は、濡れても滑りにく	
	い仕上げとすること。	
	ホ 手すりを適切な位置に配置する	
	こと。	
	へ シャワー等の水栓器具は、操作	
	が容易な方式のものを設けるこ	
	٤.	
(19) 授乳場所	授乳を行うことができる場所を確保	第1種官公庁施設、文化教養施設、物
	し、当該場所には、乳幼児用ベッド及	品販売店舗及び公共交通機関の施設で
	びいすその他これらに類するものを設	用途面積5,000㎡以上のもの
	けること。	
(20) おむつ交換台	おむつを交換できる台その他これに	第1種官公庁施設、文化教養施設、集
	類するものを一以上設けること。	会施設、興行施設、物品販売店舗及び
	,	公共交通機関の施設で用途面積2,0
		00m以上のもの

(21) 乳幼児いす	乳幼児いすその他これに類するもの	 第1種官公庁施設、文化教養施設、集
	を備えた便房を1以上(男子用及び女子	┃ ┃ 会施設、興行施設、物品販売店舗及び
	 用の区分があるときは、それぞれ1以	│ │公共交通機関の施設で用途面積2,0
	上)を設けること。	00㎡以上のもの
(22) 客室	次に定める構造の客室を客室数に1	宿泊施設で100室以上の客室を有す
(22) 存主		るもの
		200
	数が生ずる場合は、当該端数を切り捨	
	てて得た数)以上設けること。ただし、	
	当該数が8を超える場合は、8とす	
	్ స్ట్రా	
	イ 出入口は、(1)の項に定める構	
	造とすること。	
	ロ 室内には、(6)の項イからニま	
	でに定める構造の車いす使用者用	
	便房を設けること。	
	ハ 室内には、(17)の項に定める	
	構造の浴室を設けること。	
	ニ 室内は、車いす使用者が円滑に	
	利用できるよう十分な面積が確保	
	されていること。	
2 建築物以外の公共交通機関の抗	施 設	1
(1) 改札口	改札口を設ける場合においては、1	建築物以外の公共交通機関の施設
	以上の改札口は、次に定める構造とす	
	ること。	
	イ 幅は、内法のりを80cm以上と	
	すること。	
	ロ 戸を設ける場合においては、当	
	該戸は、車いす使用者が円滑に開	
	閉して通過できる構造とするこ	
	٤.	
	ー こ。	
	障となる段を設けないこと。	
(a) T. Ph. 13	ニ 床面は、水平とすること。	75 Med 101 M 2 10 H 2 27 M/28 2 M/28 2 M/28.
(2) 乗降場	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい	建築物以外の公共交通機関の施設
	材料で仕上げること。	
	2 縁端に近接する部分には、注意喚起	
	用床材を敷設すること。	
	3 両端に近接する部分には、注意喚起	
	用床材を敷設し、かつ、転落を防止	
	1	I
	するための柵さくを設けること。	
	するための柵さくを設けること。 4 乗降場付近には、必要に応じて、い	
	4 乗降場付近には、必要に応じて、い	

(3) 通路

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい 建築物以外の公共交通機関の施設 材料で仕上げること。
- 2 段を設ける場合においては、当該段 は、(4)の項に定める構造に準じた ものとすること。
- 3 (1)の項に定める構造の改札口から 乗降場に至る1以上の通路は、次に 定める構造とすること。この場合に おいて、(5)の項に定める構造のエ レベーターが設置されるときは、当 該一以上の通路は、当該エレベータ 一の昇降路を含むものとすること。
 - イ 幅は、120以上とすること。
 - ロ 高低差がある場合においては、 4に定める構造の傾斜路及び踊場 又は車いす使用者用特殊構造昇降 機を設けること。
 - ハ (1)の項に定める構造の改札 口、(5)の項に定める構造のエレ ベーター及び車いす使用者用特殊 構造昇降機の昇降路の出入口に接 する部分の床面は、水平とするこ と。
 - ニ 誘導用床材及び注意喚起用床材 を敷設し、又は音声により視覚障 害者を誘導する装置その他これに 代わる装置を設けること。
- 4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及 びその踊場は、次に定める構造とす ること。
 - イ 幅は、内法のりを120cm(段を 併設する場合にあつては、九90 cm)以上とすること。
 - ロ 勾こう配は、1/12一(高低差 が16以下の場合は、1/8)以 下とすること。
 - ハ 高低差が75㎝を超える場合に おいては、高低差75㎝以内ごと に踏幅150cm以上の踊場を設け ること。
 - ニ手すりを設けること。
 - ホ 表面は、粗面とし、又は滑りに くい材料で仕上げること。
 - へ 傾斜路は、その踊場及び当該傾 斜路に接する通路の表面の色と明

	度の差の大きい色とすること等によ	
	りこれらと識別しやすいものとす	
	ること。	
(4) 階段	(1)の項に定める構造の改札口から	建築物以外の公共交通機関の施設
	乗降場に至る通路に階段を設ける場合	
	においては、当該階段は、次に定める	
	構造とすること。	
	イ 手すりを設けること。	
	ロ 主たる階段には、回り段を設け	
	ないこと。ただし、構造上回り段	
	を設けない構造とすることが困難	
	な場合は、この限りでない。	
	ハ 表面は、粗面とし、又は滑りに	
	くい材料で仕上げること。	
	ニ 踏面の色をけあげの色と明度の	
	差の大きいものとすること、踏面	
	の先端部をその他の踏面部分及び	
	けあげの色と明度の差の大きいも	
	のとすること等により段を識別し	
	やすいものとし、かつ、つまづき	
	にくいものとすること。	
	ホー階段の上端及び下端に近接する	
	廊下等及び踊場の部分には、注意	
	喚起用床材を敷設すること。	
(5) エレベーター	道路から乗降場に至る通路に段差が	建築物以外の公共交通機関の施設のう
	生ずる部分がある場合で車いす使用者	ち停車場
	用特殊構造昇降機又は傾斜路により当	
	該段差を解消できないものにあって	
	は、当該部分に次に定める構造のエレ	
	ベーターを設けること。	
	イ かごの床面積は、1.83㎡以	
	上とすること。	
	ロ かごの奥行きは、内法のりを1	
	3 5 cm以上とすること。	
	ハ かごの平面形状は、車いすの転	
	回に支障がないものとすること。	
	ニ かご内には、戸の開閉状況を確	
	認することができる鏡を設けるこ	
	と。	
	- ^ ホ かご内には、手すりを設けるこ	
	ی ک	
	と。 へ かご内には かごが停止する予	
	へ かご内には、かごが停止する予	

ト かご内には、かごが到着する階 並びにかご及び昇降路の出入口の 戸の閉鎖を音声により知らせる装 置を設けること。 チ かご及び昇降路の出入口の幅 は、それぞれ内法のりを80cm以 上とすること。 リ かご内及び乗降ロビーには、車 いす使用者が利用しやすい位置に 制御装置を設けること。 ヌ かご内及び乗降ロビーには、視 覚障害者が円滑に操作することが できるように点字による表示を併 用した制御装置(リに掲げる制御 装置を除く。)を設けること。 ル 乗降ロビーの幅及び奥行きは、 それぞれ内法のりを150cm以上 とすること。 ヲ 乗降ロビーには、到着するかご の昇降方向を音声により知らせる 装置を設けること。ただし、かご 内に、かご及び昇降路の出入口の 戸が開いた時にかごの昇降方向を 音声により知らせる装置が設けら れている場合は、この限りでな (6) 便所 1 多数の者が利用する便所を設ける場 建築物以外の公共交通機関の施設 合においては、腰掛便座、手すり等 が適切に配置されている便房がある 便所を1以上(男子用及び女子用の区 分があるときは、それぞれ1以上)設 けること。 2 多数の者が利用する男子用小便器の ある便所を設ける場合においては、 手すりが配置されている床置式の小 便器がある便所を1以上設けるこ と。 3 道路 (1) 歩道 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい 道路 材料で仕上げること。 2 幅員は、200cm以上(自転車歩行 者道の場合にあっては、300㎝以 上)とし、かつ、100㎝以上の平た ん部分を連続して設けること。ただ

- し、沿道の状況等により当該構造とす ることが困難な場合は、この限りで ない。
- 3 排水溝を設ける場合においては、当 該排水溝には、つえ、車いすのキャ スター等が落ち込まない構造の溝ぶ たを設けること。
- 4 横断勾こう配は、二パーセント以下 とすること。
- 5 歩道が交差点、横断歩道又は縁石の 切下げ部分において車道と接する部 分は、次に定める構造とすること。
 - イ 車道との境界部分の段差は、視 覚障害者が認識できるものとする とともに、車いす使用者の歩行に 支障のないものとすること。
 - ロ すりつけ勾こう配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難である場合は、8%以下とすることができる。
 - ハ すりつけ部と段差との間におお むね150cmの水平区間を設ける こと。
- 6 必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、誘導用床材及び注意喚起用床材の色は、できるだけ黄色とすること。
- 7 バスの停留所付近その他の場所には、必要に応じていすを設ける場所を確保すること。
- 8 横断歩道又はバスの停留所その他これに類するものに接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する場所を確保すること。

(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道

- 1 階段、傾斜路及びその踊場には、手 すりを設けること。
- 2 階段は、回り階段としないこと。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。
- 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい 材料で仕上げること。
- 4 踏面の色をけあげの色と明度の差の

道路

	1
	大きいものとすること、踏面の先端部
	をその他の踏面部分及びけあげの色
	と明度の差の大きいものとすること
	等により段を識別しやすいものと
	し、かつ、つまづきにくいものとす
	ること。
	5 階段の上端及び下端に近接する歩道
	及び踊場の部分には、注意喚起用床
	材を敷設すること。
4 公園等	
(1) 出入口及び改札口	1 次に定める構造の出入口を1以上設 公園等
	けること。
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りに
	くい材料で仕上げること。
	ロ 幅は、内法のりを200cm以上
	とすること。
	ハ 縦断勾こう配は、8%以下とす
	ること。
	ニ 車いす使用者が通過する際に支
	障となる段を設けないこと。
	ホー車止め柵さくを設ける場合にお
	いては、柵さくと柵さくの間隔
	は、90m以上とすること。
	2 出入口に改札口を設ける場合におい
	ては、次に定める構造の改札口を1
	以上設けること。
	イ 幅は、内法のりを80㎝以上と
	すること。
	ロー戸を設ける場合においては、当
	該戸は、車いす使用者が円滑に開
	閉して通過できる構造とするこ
	ا کا انتخاب
	ハ 車いす使用者が通過する際に支
	障となる段を設けないこと。
	ニ 床面は、水平とすること。
(2) 園路	1 (1)の項に定める構造の出入口又は 公園等(自然公園等を除く。)
(乙) 图形	
	改札口から便所又はあずまや若しく は休憩所に通ずる園路のうち、1以
	上の園路は、次に定める構造とする
	こと。ただし、自然地形又は文化財
	の保護等の理由により当該構造とす
	ることが困難である場合は、この限
	りでない。
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りに

くい材料で仕上げること。

- ロ 幅員は、120cm以上とすること。
- ハ 縦断勾こう配は、8%以下と し、かつ、横断勾こう配は、おお むね水平とすること。
- = 4%以上の縦断勾こう配の区間 の長さが50mを超える場合は、 50m以内ごとに踏幅150cm以 上の水平な部分を設けること。
- ホ 縁石を切り下げる場合は、切下 げ部分の幅及びすりつけ勾こう配 は、それぞれ120cm以上及び 8%以下とし、かつ、車いす使用 者が通過する際に支障となる段を 設けないこと。
- へ 園路を横断する排水溝を設ける 場合においては、当該排水溝に は、つえ及び車いすのキャスター 等が落ち込みにくい構造の溝ぶた を設けること。
- 2 段を設ける場合においては、当該段 は、次に定める構造とすること。
 - イ 幅は、内法のりを120cm以上とすること。
 - ロ 手すりを設けること。
 - ハ 表面は、粗面とし、又は滑りに くい材料で仕上げること。
 - 三 高低差が300cmを超える場合は、高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場を設けること。
 - ホ 段の上端及び下端に接する園路 及び踊場の部分には、注意喚起用 床材を敷設すること。
 - へ 次に定める構造の傾斜路及びそ の踊場を併設すること。
 - 幅は、内法のりを90cm以上とすること。
 - (2) 傾斜路の縦断勾こう配は、 8%以下とすること。
 - (3)高低差が75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに 踏幅150cm以上の踊場を設けること。

	(4)手すりを設けること。	
	(5)表面は、粗面とし、又は滑り	
	にくい材料で仕上げること。	
	(6)傾斜路の上端及び下端に近接	
	する園路及びその踊場の部分	
	に、注意喚起用床材を敷設す	
	に、任息	
(3) 駐車施設	多して。 多数の者が利用する駐車施設を設け	公園等
(3) 駐車施設		公園寺
	る場合においては、次に定める基準に 適合する車いす使用者用駐車施設を1	
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	っては、1にその超える駐車台数10 0までごとに1を加えた数以上)設ける	
	こと。ただし、機械式駐車場のみを設	
	ける場合は、この限りでない。	
	イ 車いす使用者用駐車施設へ通ず	
	る(1)の項に定める構造の出入口	
	又は改札口から車いす使用者用駐	
	車施設に至る駐車施設内の通路	
	は、(2)の項に定める構造のもの	
	とし、(1)の項に定める構造の出	
	入口又は改札口からの距離ができ	
	るだけ短くなる位置に設けるこ	
	٤.	
	ロ 幅は、350cm以上とするこ 、	
	ハ 車いす使用者用である旨を見や	
	すい方法により表示すること。	
	ニ 床面は、水平とすること。	
(4) 案内表示等	1 案内板を設ける場合においては、当	公園等
	該案内板は、高齢者、障害者等が見	
	やすく、かつ、理解しやすい高さ、	
	文字の大きさ、色合い等のものとす	
	ること。	
	2 視覚障害者に配慮した案内の設備を	
	設ける場合においては、必要に応じ	
	て、音声により知らせる装置、誘導	
	用床材等を敷設すること。	
5 路外駐車場	Γ	
(1) 出入口	次に定める構造の出入口を1以上設	路外駐車場
	けること。	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りに	
	くい材料で仕上げること。	
	ロ 幅は、内法のりを80cm以上と	
	I	

	すること。	
	ハ 車いす使用者が通過する際に支	
	障となる段を設けないこと。	
2) 敷地内の通路	(1)の項に定める構造の出入口から 路	8外駐車場
	車いす使用者用駐車施設に至る一以上	
	の敷地内の通路は、次に定める構造と	
	すること。	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りに	
	くい材料で仕上げること。	
	ロ 段を設ける場合においては、当	
	該段は、次に定める構造とするこ	
	٤.	
	(1) 幅は、内法のりを 1 2 0 cm	
	以上とすること。	
	(2) 手すりを設けること。	
	(3) 表面は、粗面とし、又は滑	
	りにくい材料で仕上げるこ	
	٤.	
	(4) 高低差が300cmを超える	
	場合は、高低差300㎝以内	
	ごとに踏幅140cm以上の踊	
	場を設けること。	
	(5) 段の上端及び下端に近接す	
	る通路及び踊場の部分には、	
	注意喚起用床材を敷設するこ	
	٤.	
	ハ 表面には、排水溝を設けないこ	
	と。ただし、排水溝を設けない構	
	造とすることが著しく困難であ	
	り、かつ、車いす使用者、つえを	
	使用する者等の通行に支障のない	
	ふたを設けた場合は、この限りで	
	ない。	
	ニ 幅員は、120cm以上とするこ	
	٤.	
	ホ 高低差がある場合においては、	
	へに定める構造の傾斜路又は車い	
	す使用者用特殊構造昇降機を設け	
	ること。	
	へ 敷地内の通路に設けられる傾斜	
	路及びその踊場は、次に定める構	
	造とすること。	
	(1) 幅は、内法のりを 1 2 0 cm	
	(段を併設する場合にあって	
	は、90cm)以上とすること。	

	(2) 勾こう配は、1/12(高低	
	差が16㎝以下の場合は、1	
	/8以下とすること。	
	(3) 高低差が 7 5 cmを超える場	
	合においては、高低差75cm	
	以内ごとに踏幅150㎝以上	
	の踊場を設けること。	
	(4) 手すりを設けること。	
	(5) 表面は、粗面とし、又は滑	
	りにくい材料で仕上げるこ	
	٤.	
	(6) 傾斜路は、その踊場及び当	
	該傾斜路に接する通路の表面	
	の色と明度の差の大きい色と	
	すること等によりこれらと識	
	別しやすいものとすること。	
(3) 駐車施設	多数の者が利用する駐車施設には、	路外駐車場で全駐車台数が二十以上の
	次に定める基準に適合する車いす使用	もの
	者用駐車施設を一以上(百を超える場合	
	にあっては、1にその超える駐車台数	
	百までごとに1を加えた数以上)設ける	
	こと。	
	イ 車いす使用者用駐車施設へ通ず	
	る(1)の項に定める構造の出入口	
	から当該車いす使用者用駐車施設	
	に至る駐車施設内の通路は、(2)	
	の項に定める構造のものとし、	
	(1)の項の出入口からの距離がで	
	きるだけ短くなる位置に設けるこ	
	٤.	
	ロ 幅は、350cm以上とするこ	
	٤.	
	ハ 車いす使用者用である旨を見や	
	すい方法により表示すること。	
	ニ 床面は、水平とすること。	

備考

- 1 この表の1の部の下欄に掲げる「建築物」とは、別表第1の1の部の上欄に掲げるすべての建築物をいう。
- 2 この表の3の部の下欄に掲げる「道路」とは、別表第1の3の部の上欄に掲げるすべての道路をいう。
- 3 この表の4の部の下欄に掲げる「公園等」とは、別表第1の4の部の上欄に掲げるすべての公園等をいう。
- 4 前3号に定めるもののほか、この表の下欄に掲げる用語の意義は、別表第1の上欄に定めるところによる。